

議員会館における設備の維持管理業務の範囲

- ・以下に該当する維持管理業務範囲は原則、第一期事業者が施設整備を行った設備を対象とする。
- ・議員会館のレイアウト変更等に伴う作業については、主体が参議院であっても、機器及び配線の移動、配線接続、機器調整等も含め、原則SPCの業務範囲とする。
- ・議員会館から各既存建物にある設備の配管・配線等の接続部分までの維持管理業務はSPCの業務範囲とする。

(1) 電気設備	主体
電力設備	SPC
受変電設備	SPC
発電設備	SPC
静止形電源設備	SPC
避雷設備・接地設備	SPC
構内交換設備	参議院
構内情報通信網設備	参議院
拡声設備	SPC
駐車場FM呼出設備	SPC
映像音響設備	SPC
本会議開会電鈴設備	SPC
登退庁表示設備	SPC
委員長在室表示設備	SPC
本会議・委員会開会表示設備	SPC
会議室案内表示設備	SPC
時刻表示設備	SPC
インターホン設備	SPC
非常警報（非常通報）設備	SPC
誘導支援装置設備	SPC
テレビ共同受信設備	SPC
防犯・入退室管理設備	SPC
警備無線設備	SPC
駐車場管制設備	SPC
防災設備	SPC
中央監視制御設備	SPC
電気自動車充電器設備	SPC
共通IP網設備	SPC
緊急救助スペース照明設備	SPC
外灯設備	SPC

(2) 機械設備	主体
空気調和設備	
換気設備	
排煙設備	SPC
自動制御設備	
・ 議員会館用自動制御設備	SPC
・ 参議院(第二別館・本館構内)自動制御設備監視盤・配管・配線	参議院
衛生器具設備	SPC
給水設備	SPC
排水設備	SPC
給湯設備	SPC
消火設備	SPC
ガス設備	SPC
ゴミ処理設備	SPC
雨水利用・排水再利用設備	SPC
灌水設備	SPC
厨房器具設備	SPC
昇降機設備 下記に示す。	
・ 国会議事堂構内接続部 昇降機設備	参議院
・ 参議院(第二別館・本館構内)昇降機監視設備・配管・配線	参議院
・ 上記以外	SPC